



## 業務報告

# 「可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価(申請に係る説明書)」にFAQを追加しました。

## 業務部

業務部では、令和7年7月1日から「可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価」業務を行っています。

この度、本評価業務に関するFAQを作成しましたのでお知らせいたします。

事業者の皆様が本評価のご活用をご検討の際にご覧ください。

**Q1.** 製造所のうち、危険物を取り扱う屋内の施設は評価してもらえますか。

**A1.** 屋内の施設は評価していません。

[消防危第140号通知](#)、1、(1)で電気機械器具等を使用する場合の条件等は屋外の場所であることとされています。

このため、評価の対象は消防法(昭和23年法律第186号)第10条に規定する危険物施設のうち設置許可を受けた製造所又は一般取扱所で屋外(地盤面下を除く。)の施設としています。

**Q2.** 評価に係る手数料の額は敷地全体の面積で算定するのですか。

**A2.** 実際に非防爆型電気機械器具等を持ち込み又は設置等したい範囲の合計面積又は合計力所数を精査して非危険場所として申請してください(例① 施設の点検通路(幅1m×長さ100m=計100㎡)だけを非危険場所とする。例② 監視カメラを設置する3力所だけを非危険場所とする。)。この合計面積と合計箇所数から手数料を算定します。

なお、非防爆型電気機械器具等を持ち込み又は設置等したい範囲等を限定することが難しい場合は、敷地・施設全体を非危険場所として申請することもできます。その場合は、敷地・施設全体の面積で手数料を算定します。

**Q3.** 評価の結果を受けるまでの日数を教えてください。

**A3.** 「評価申請受付」から「評価結果交付」までの期間は、おおむね60日間程度を想定しています。

**Q4.** 可燃性蒸気等の検知器による測定は評価申請の受付前に実施しておかなければいけませんか。

**A4.** 可燃性蒸気等の検知器による測定の実施時期は評価申請の受付前と受付後のどちらでも問題ありません。

なお、評価委員会で実施する「現地調査」において可燃性蒸気等の検知器による測定場所の追加が必要と判断される場合があります。

FAQについては、[「可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価\(申請に係る説明書\)」](#)にも同じ内容を掲載しています。

### 【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 業務部

電話 03-3436-2353

E-mail [gyoumu@khk-syoubou.or.jp](mailto:gyoumu@khk-syoubou.or.jp)